

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 について

〔平成 18 年 7 月 7 日〕
閣 議 決 定

● 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 を別冊のとおり定める。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

平成 18 年 7 月 7 日

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

(目次)

第1章	日本経済の現状と今後の課題	1
1.	「新たな挑戦の10年」へ	1
2.	「基本方針2006」の課題	4
第2章	成長力・競争力を強化する取組	6
1.	経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化	6
(1)	国際競争力の強化	6
(2)	生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	8
(3)	地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	9
(4)	改革の断行による新たな需要の創出	10
(5)	生産性向上型の5つの制度インフラ	10
2.	民の力を引き出す制度とルール改革	12
(1)	規制改革	12
(2)	市場活力や信頼の維持と向上	12
(3)	公を支えるシステム改革	13
第3章	財政健全化への取組	15
1.	歳出・歳入一体改革に向けた取組	15
(1)	歳出・歳入一体改革の基本的考え方	15
(2)	財政健全化の時間軸と目標	16
(3)	改革の原則と取組方針	16
(4)	第Ⅱ期目標の達成に向けて	18
(5)	歳入改革	19
(6)	第Ⅲ期における歳出・歳入一体改革	20
(7)	今後の取組	21
2.	「簡素で効率的な政府」への取組	21
第4章	安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現	25
1.	社会保障制度の総合的改革	25
2.	再チャレンジ支援	26
(1)	人生の複線化による柔軟で多様な社会の仕組みの構築	27
(2)	個別の事情に応じた再チャレンジ支援	27
3.	総合的な少子化対策の推進	28
4.	生活におけるリスクへの対処	29
5.	豊かな生活に向けた環境整備	32
第5章	平成19年度予算における基本的考え方	34
1.	今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方	34
2.	平成19年度予算の方向	34
むすび		36
別紙		37

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

第1章 日本経済の現状と今後の課題

1. 「新たな挑戦の10年」へ

(明るい展望と新たなチャンスの到来)

長期停滞のトンネルを抜け出し、筋肉質の経済構造に変貌した日本経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となった。今や我々は、「新たな挑戦の10年」の出発点に立っている。

第一の「挑戦」は、我が国を取り巻くいろいろなチャンスをつかみ取るための挑戦である。日本経済については、人口減少・少子高齢化といった面が悲観的に強調されがちだが、我が国を取り巻く環境を冷静に見れば、新たな成長の芽が数多く存在する。

- ① 世界の成長センターであるアジアの中核国として、国際的な協業ネットワークや文化力に基づいたアジア規模での融合的市場をつくっていくのに最適な位置取りをしている。
- ② 継続的に原油高が予想される中で世界最先端の省エネ構造・技術が競争優位の源泉となり得る。
- ③ 長期的視点に立って研究開発・投資を行う「経営の論理」と短期的な収益回収を求める「資本の論理」の間で、「日本型の最適組み合わせ」が生まれつつある。
- ④ 高感性・高品質を求める消費市場が競争を通じて新たな商品・サービスを生み出している。

これらの芽を確実に開花させる挑戦こそが新たな日本を創生する。

(直面する内外の課題)

もっとも、我が国を取り巻く環境はチャンスばかりではなく、克服しなければならない我が国固有の困難も存在している。第二の「挑戦」は、これらの諸課題を克服していくための勇気ある挑戦である。

国内には、

- ① 人口減少・少子高齢化の経済負荷が本格化するまでに残された時間は10年程度であり、この期間中に「人口減を克服する新たな成長モデル」を作りあげなければならない。
- ② バブル崩壊の衝撃を緩和するために累次にわたって講じられた経済対策や、社会保障給付の急増下でその財源確保への対応の遅れが、巨額の借金を政府に残し、雪だるま式に増加する借金の返済を後世代に先送りする構造となっ

ている。

- ③ 全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない。

人口減少・少子高齢化の進行する過程の下での財政の問題は、深刻な世代間の不公平を生じさせる。給付を受け取る現世代が自らの責任で、自らの負担によって早急に対応しなければならない問題である。現世代が自らの負うべき借金の返済を「声なき後世代」へ先送りすることは許されない。

国外にも種々の課題やリスクが存在する。

世界は、グローバル化の恩恵を主要国が最大限に享受した時期を経て、グローバル化の副作用への目配りを各国が従来以上に強めなければならない時代に突入している。日本は自らの国際的責任を果たしつつ、直面する諸課題を積極的に克服しなければならない。

具体的には、

- ① 中国、インドなどの急速な経済発展に伴い、個別産業・企業のみならず個人レベルでも競争が激化していく傾向が強まっている。
- ② これら人口大国の急速な成長に伴う資源・エネルギーの需給逼迫によって地政学的リスクが経済リスクに直ちにつながりつつある。
- ③ 人材、技術、資金、情報などが世界中を自由に動き回るようになる中で、この世界的な還流サイクルを取り込むための「制度インフラ整備」の競争が各国間で更に強まっている。とりわけ、競争力の源泉である優秀な人材を取り込むための競争が内外ともに激化している。
- ④ 世界的な経常収支不均衡が更に拡大しており、その持続可能性に注目が集まっている。また、世界の金融全体が、これまで潤沢に供給されていた流動性を減少させる流れに向かっている中で、市場が金融環境面における変化やリスクに一層敏感になりつつある。

(国内における不均衡問題への対応)

国民生活に目を転じると、若年層を中心に教育や就業の状況にばらつきが大きくなるおそれ、雇用環境の激変等を背景とする将来に対する不安感の高まり、児童生徒や若者の凶悪犯罪による社会的な不安、都市と地方間での不均衡等の問題が生じている。この新たな不均衡の克服が我が国の第三の「挑戦」として求められる。

機会の平等や社会的セーフティネットなどの課題に対しては、健全で意欲ある中流層の維持こそが経済のみならず社会や政治の安定の基礎となるとの認識に立って、政府は最大限の努力で丁寧かつ誠実に対応していかなければならない。

問題の解決は「経済成長の果実」を活用することを基本とし、そのための構造改革を重点的に進めつつ、一方で、その副作用に対しては、真の社会的弱者に絞り込んだ自立支援型のセーフティネットをきめ細かく構築すべきである。経済成長と安

全・安心の社会を両立させる 21 世紀型の「穏やかで豊かな日本社会」を拡大均衡の中で作っていかなければならない。

(構造改革路線の堅持)

以上の新たな三つの挑戦は、これまでの構造改革路線をしっかりと継続・強化させることによって成し遂げられる。集中的かつ徹底的な改革を世界の動きを上回るスピードで実行していくことこそが挑戦を成功に導く鍵である。

構造改革が「影」をもたらしたのではないかとの理由から、改革実行を遅らせてはならない。構造改革への挑戦を怠れば、それは知らず知らずのうちに日本経済の地盤沈下をもたらし、世界から押し寄せるリスクに対する抵抗力を弱めることになる。立ち止まることで生じる「影」は、挑戦することの「影」に比べて巨大なものになることを銘記すべきである。

(「新たな挑戦の 10 年」に向けた社会変革)

構造改革は政府だけの課題ではない。国民を挙げて、日本全体として取り組むべきテーマである。構造改革の必要性と方向性について、一人でも多くの国民の理解が得られるように、共通認識を形成する旗印が必要である。

これまでは、デフレ克服と長期低迷からの脱却に向けて、官民それぞれが痛みを伴う改革に努力してきた。今後は、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐための正念場であるとの認識の下で、「新たな挑戦の 10 年」に向けて更なる改革への取組が不可欠である。

挑戦の 10 年に向けて政府が取り組む構造改革は「挑戦」の内容に対応した形で、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題に絞り込むべきである。

(「挑戦の好循環」のための基本的考え方)

こうした 3 つの挑戦は、それぞれ独立に対応していくべきものではない。「健全で活力ある経済」あってこそその「財政健全化」であり、「安全・安心かつ柔軟で多様な社会の構築」である。他方、財政健全化は最大の成長政策の一つともなり、また、安全・安心に裏打ちされた活力ある社会なくして成長力強化もない。

こうした相互の関係を念頭に置き、中長期的に成長力・競争力を極大化するために最大限の努力を払いつつ、常にその時々を経済社会情勢に目を配りながら、歳出・歳入一体改革を着実に推進すること、すなわち、経済と財政を一体的にとらえて改革を進めていくことによって、「成長力強化と財政健全化が相互に響きあい、強めあう好循環」を実現していくことが必要である。

2. 「基本方針 2006」の課題

(これまでの改革の成果)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)の策定は5年前にスタートした。当時の非常に厳しい経済社会情勢にもかかわらず、政府は、財政出動に安易に頼る従来の経済運営の基本的な考え方を転換し、構造改革の断行に大胆に着手したのである。「改革なくして成長なし」、「官から民へ」、「国から地方へ」といった考えを「基本方針」の中軸に据え、対症療法から脱却し根本的な制度改革にまで踏み込んで政策運営を行ってきた。

このうち、2001～04年度を集中調整期間とし、不良債権処理の加速化を中心とした負の遺産の清算に取り組んできた。続く2005～06年度を重点強化期間とし、新たな成長基盤を重点的に強化していくことを優先課題とした。

その結果、不良債権問題は2004年度末には正常化し、企業部門の三つの過剰問題(雇用・設備・債務)も解消した。また、2005年度後半には経済全体の需給もほぼ均衡状態に復元した。デフレについては、物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがない状況、すなわちデフレからの脱却が視野に入っている。財政状況については、国と地方の基礎的財政収支赤字は2002年度にはGDP比6%弱にまで悪化した。2006年度には半減し3%を下回る見込みである。

構造改革は、マクロ的な経済パフォーマンスの観点から見れば、明らかに大きな成果を生み出したのである。地域経済をみると、構造改革の当初、グローバリゼーション、IT化の進展、高齢化の進展、人口減少等を背景に大きなばらつきが見られた。このばらつきはマクロ経済の回復に伴って改善も見られるが、地域の自助努力を更に後押しすることによって構造改革の成果を全国に波及させなければならない。

(三つの優先課題)

これまで5年間の改革推進により、日本経済の新たな飛躍に向けた基盤は固められつつある。「基本方針 2006」においては、この基盤の上に立って、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、「新たな挑戦の10年」における三つの優先課題への取組を提示する。さらに、平成19年度予算は、「新たな挑戦の10年」の初年度であり、また、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、今後の経済運営の基本になる予算編成の考え方を明らかにする。

①成長力・競争力強化

成長力強化はすべての経済政策の基本である。日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの課題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が求められる。日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題について

は、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、言わば新たな日本型成長モデルの構築によって克服していかなければならない。その際、急速に成長する海外の人口大国に比肩するには、人間力を基礎に勤勉さ、挑戦意欲を日本国民が保持することなくして、豊かな日本を維持することは不可能である。

②財政健全化

財政健全化に向けて、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化に向けて全力を尽くすことが不可欠である。「一体改革」では、将来の数値目標、選択肢、工程表等を含めその全貌を分かりやすく提示する必要がある。その際、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とする。財政健全化計画は、中長期的視点に立った堅実な経済前提を基礎とし、確実に実行していくものとする。

③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していく。持続可能な社会保障制度の総合的な改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、個人や地域の生活におけるリスクへの対処策について取組を進め、さらに、豊かな生活に向けた環境を整備する。

第2章 成長力・競争力を強化する取組

「新たな挑戦の10年」においては、成長力・競争力を強化する取組によって、豊かで強く魅力ある日本経済を実現し、改革の先に明るい未来があることを示すことが重要である。こうした取組に当たっては、科学技術とIT革新に重点を置き、生産性向上と経済の拡大に結びつけることが不可欠である。成長力・競争力の強化を実効性のあるものとするためには、個々の政策について明確な目標を定め、長期的な視点から一貫性をもって取り組むべきである。施策の推進に当たっては、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施していく。

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

以下の施策をはじめとして、政府・与党一体となって策定した「経済成長戦略大綱」及び「工程表」¹の基本的考え方と戦略目標を政府全体で広く共有し、一貫性のある取組を推進する。各施策の着実な実現のため、毎年度、「基本方針」の策定過程で定量的にローリングを行い改定する。優先実現項目は、経済財政諮問会議等で集中的に議論する。

経済成長戦略大綱を推進することにより成長率押し上げ効果が期待される。これによって歳出・歳入一体改革に伴う財政面からのマイナス要因を吸収し、場合によっては、それを上回る効果の実現が視野に入ることが期待される。

(1) 国際競争力の強化

①我が国の国際競争力の強化

- ・ 「第3期科学技術基本計画」²や「イノベーション創出総合戦略」³を踏まえ、経済成長への貢献に配慮し、戦略的に施策を実施する。イノベーション・スーパーハイウェイ構想を推進する。初期需要創出の環境整備（官民の政策対話の場の設置等）や双方向の連携強化が必要な領域に平成18年度から政策資源を集中投入する。
- ・ ロボット、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機等世界をリードする新産業群創出に向け平成18年度に行動計画を策定する。宇宙の利用・産業化を推進する。
- ・ 「総合物流施策大綱」⁴に基づき、ハード・ソフトの物流インフラの戦略的・重点的な整備、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。「国際物流競争力パートナーシップ」を構築し、年内に行動計画を策定する。

¹ 「経済成長戦略大綱」及び「工程表」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議）

² 「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）

³ 「イノベーション創出総合戦略」（平成18年6月14日）

⁴ 「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日閣議決定）

- ・ 「21世紀新農政2006」⁵に基づき、担い手への施策の集中化・重点化等により、経営構造の改革など国内農業の体質強化を図るとともに、農林水産物・食品の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化のための取組支援等の「攻めの農政」の視点に立った国際戦略を推進する。また、「森林・林業基本計画」⁶及び「水産基本計画」⁷を見直し、森林の整備・保全と林業・木材産業の再生、国際競争力のある水産業への構造改革を推進する。
- ・ ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化など観光立国の実現に向けた諸施策を推進し、2010年の外国人旅行者の受入れ目標(1,000万人)を確実に達成する。
- ・ 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化のため、治験環境の充実等を推進するとともに、平成18年度中にアクションプログラムを策定する。
- ・ 国内需要中心の産業・製品の国際展開・輸出振興に取り組む。
- ・ 産業・ビジネスの環境効率性の向上、3R⁸技術・システムによる資源生産性の向上、バイオマスエネルギーの導入加速化を図る。
- ・ 「対日直接投資加速プログラム」⁹に基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日投資受入れを目指す。

②アジア等海外のダイナミズムの取り込み

- ・ 「グローバル戦略」¹⁰別添の工程表に沿ってアジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。その結果、2010年には協定締結国との貿易額が25%以上になっていることが期待される。「東アジアEPA」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論し、中長期的には、開かれた東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組を進める。
- ・ APECへの取組の強化に加え、東アジアにおいて、新たに、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、取り組む。
- ・ WTO交渉の平成18年末の妥結に向け積極的に取り組む。開発ラウンドの成功に向け、「一村一品」、人づくり等「開発イニシアティブ」を通じた支援を展開する。
- ・ 「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため円借款を積極的に活用する。また、現地の実施体制の抜本的強化を図る。同時に、無償・技術協力を中心に、少なくとも公共事業について行われたような包括的な事業コスト削減目標(例えば2010年までに

⁵ 「21世紀新農政2006」(平成18年4月4日)

⁶ 「森林・林業基本計画」(平成13年10月26日閣議決定)

⁷ 「水産基本計画」(平成14年3月26日閣議決定)

⁸ 3R: Reduce, Reuse, Recycle

⁹ 「対日直接投資加速プログラム」(平成18年6月20日)

¹⁰ 「グローバル戦略」(平成18年5月18日)

15%縮減)を援助の内容等に応じ設定し、コスト削減の工程表を策定する。海外経済協力会議において、「グローバル戦略」を踏まえ新たな基本方針を早急に策定する。

- ・ グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。アジア等との租税条約ネットワークの充実等に取り組む。
- ・ グローバル化に伴う競争の進展に対応し、予見可能性や手続の透明性・迅速性を高めるため、「独占禁止法」¹¹上の問題が生じないと考えられる企業結合の範囲や輸入圧力等の評価に関する基準等につき、企業結合指針を平成18年度中に見直す。
- ・ 平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める。
- ・ 国益の増進に資する世界戦略を展開するため、経済連携の推進、戦略的な援助の実施、資源・エネルギーの確保などの政府の対外的機能を、在外公館等を通じて充実させる。

③ 「新・国家エネルギー戦略」¹²等を踏まえた資源・エネルギー政策の戦略的展開

- ・ 省エネ対策(2030年までに少なくとも30%の消費効率改善を目指す)、運輸エネルギー一次世代化(2030年までに石油依存度を80%程度とする環境を整備する)、「原子力政策大綱」¹³を踏まえた安全を前提とする原子力の推進(2030年前後も原子力比率30~40%程度以上とする、高速増殖炉の早期実用化へ円滑に移行する等)、新エネ市場の拡大等、世界最先端のエネルギー需給構造の実現に取り組む。
- ・ 石油、天然ガス、鉱物資源等の総合的資源確保(2030年に石油自主開発比率40%程度を目指す等)、アジア環境・エネルギー協力、石油備蓄の機能強化等を進める。

(2) 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

① ITによる生産性向上と市場創出

- ・ 「IT新改革戦略」¹⁴、「重点計画-2006」(仮称)を着実に実施する。とりわけ、5年以内の世界トップクラスの「IT経営」の実現に向け、産学官による「IT生産性向上運動」、「IT経営力指標」の策定・普及、IT人材育成等に取り組む。
- ・ 「IT経営応援隊」等により、ITを活用した中小企業等の経営革新を促進する。
- ・ 10年間で約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指し、東京国際映画祭等の積極的拡大による国際コンテンツカーニバルの開催、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いの明確化等に取り組む。

¹¹ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(平成17年法律第35号)

¹² 「新・国家エネルギー戦略」(平成18年5月31日)

¹³ 「原子力政策大綱」(平成17年10月14日閣議決定)

¹⁴ 「IT新改革戦略」(平成18年1月19日)

- ・ 大量・多様な情報から必要情報を検索する等の次世代IT技術の展開を推進する。

②サービス産業の革新

- ・ 「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開する。サービス6分野¹⁵の2015年までの70兆円の市場規模拡大を目指し、地域ヘルスケア提供体制の重点化等質の高い効率的なサービスの実現策等を重点的に講ずる。
- ・ サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- ・ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」¹⁶に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

(3) 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

①地域経営の活性化

- ・ 地域資源をいかした新技術開発、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光振興、コミュニティビジネス振興、地産地消等を進める。地域の中核事業の育成等、5年間で地方での1,000の新事業創出等を図る。
- ・ 地域性をいかした取組に必要な道路、港湾、地域公共交通等を戦略的に整備する。
- ・ ひとつづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。
- ・ 地域活性化に向けた「立ち上がる農山漁村」の取組の推進、都市と農山漁村の共生・対流の推進、食品産業と農業・漁業などの連携強化により、農山漁村を活性化する。
- ・ 公的サービスのコストを低減・質的向上させ、地域活性化を図るため、大都市居住者の地方への定住・二地域居住等の促進を国土形成計画に位置付ける。
- ・ 5年間で4万件の新事業創出を目指す産業クラスター計画と知的クラスターを連携して推進するとともに、地域資源を活用したイノベーションを促進する。
- ・ 経済的社会的まとまりをもつ地域を単位とした総合的支援により活性化を図る。就業率や就業満足度等を総合して「就業達成度」として政策遂行の指標とする。

②中小企業の活性化

- ・ 「地域資源活用企業化プログラム」を創設し、地域の中小企業の知恵とやる気を

¹⁵ サービス6分野：健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流

¹⁶ 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）

いかし、地域資源を活用した中小企業の新商品・新サービス開発等を促進する。

- ・ 「中小ものづくり高度化法」¹⁷を中核として、5年間で500のプロジェクトの成果を目指し、研究開発支援、モノ作り教育の充実等により、モノ作り中小企業の技術力の底上げを図る。
- ・ 少子化等の地域経済課題に対応するため、3年間で100のモデル商店街を確立する。「改正中心市街地活性化法」¹⁸も踏まえ、中小小売商業に重点支援を講ずる。
- ・ 中小企業の再生・再起業、女性・高齢者をいかにした事業展開等を支援する。

③都市再生・中心市街地活性化

- ・ 公園等の緑の創出など良好な都市空間の創造、不動産投資市場の拡大等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める。また、都市部における地籍整備を推進する。
- ・ 「中心市街地活性化本部」を早急に設置するなど、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。

(4) 改革の断行による新たな需要の創出

イノベーションによる需要の創出に加え、官業の民間開放や規制改革といった改革努力により新たな需要を創出する。

- ・ 「公共サービス改革法」¹⁹を着実に運用するとともに、PFIの一層の活用を推進する。
- ・ 構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化し、次期通常国会に改正法案を提出する。
- ・ 民間企業や非営利法人を公的サービスの主体とするための環境整備を行う。

(5) 生産性向上型の5つの制度インフラ

①ヒト：「人財立国」の実現（世界的「ブレイン・サイクル」の取り込み）

- ・ 学習指導要領改訂、全国的な学力調査、習熟度別・少人数指導、能力・実績に見合った教員の処遇等により教育の質の向上を図り、2010年までに国際学力調査における世界トップレベルを目指す。
- ・ 「人間力」「社会人基礎力」の養成強化、競争的資金の研究促進のための人件費への活用等による産学双方向の人材流動化、官官・官民の水平移動を進め、競争的

¹⁷ 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（平成18年法律第33号）

¹⁸ 「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律」（平成18年法律第54号）

¹⁹ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

資金の拡充、研究・技術人材の育成、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。

- ・ 若者、女性、高齢者、障害者を含めた多くの人の意欲と能力をいかした就業参加等を促す。高等教育の教育研究資金の確保、第三者評価に基づく重点投資を図る。
- ・ 産学連携による実践的教育・訓練、地元企業技術者等を活用した理科授業やキャリア教育を推進する。産学の協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機として、ものづくりに対する若者等の関心を高める。
- ・ 2010年までに世界トップレベルの研究拠点を整備する（30拠点程度）とともに、大学院教育の抜本的強化を図る。
- ・ 外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等との若者レベルの人材交流を進める（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）。優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討する。研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図る。

②モノ：生産手段・インフラの革新

- ・ 国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速する。
- ・ 国際競争力強化等に資する社会資本について、中長期的に見た我が国経済社会の姿を念頭に、ストックの重要性・必要性も踏まえ、真に次世代に必要な整備を重点的・効率的・戦略的に行うとともに、適切な維持管理・更新を効率的・戦略的に行う。

③カネ：金融の革新

- ・ 平成18年度中の電子債権の法的枠組みの具体化を目指す。資産評価データベースの整備など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促すとともに、今後の実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。中小企業向け貸出債権の流動化支援の強化を図る。金融商品取引法制の円滑な施行や適切な運用を行う。
- ・ 国際的に最高水準の証券取引所システムを構築するとともに、証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備、市場参加者のモラルと責任ある行動の確保に向けた自主規制機関との連携強化等を通じて市場監視機能を強化する。
- ・ 我が国がアジアの資金循環の中核となるよう、国内金融拠点の整備をはじめ、日本型預託証券（JDR）の活用促進等、取組を強化する。高度金融人材の育成推進のため、金融工学に関する教育を行う専門職大学院等の充実の促進、国民一人一人への金融経済教育の充実を図る。

④ワザ：技術革新

- ・ イノベーションの連続的な創出を促進するため、産学官協働による革新的研究開発の促進・異分野融合の場の構築、革新的ベンチャーの育成等を行う。
- ・ 世界最速の特許審査の実現（2013年：審査待ち期間を11か月に短縮）、「模倣品・海賊版拡散防止条約」（仮称）の早期実現など、知的財産保護を更に強化する。
- ・ 国際標準化を世界でリードできる体制を2015年までに整備する。

⑤チエ：経営力の革新

- ・ 三角合併、信託制度、公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤を作る。

2. 民の力を引き出す制度とルールの改革

規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し市場活力の維持と向上を図る。

(1) 規制改革

- ・ 国の法令に関連する規制（通知・通達等を含む）について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するとともに、見直し基準に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う。
- ・ 国と地方を通じた規制の合理化を進めることとし、国民の利便性の向上等の観点から抜本的な見直しを行う。
- ・ 教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。
- ・ 今までの規制改革等の成果についてフォローアップを行うとともに、関係する推進組織間の連携を強化する。また、規制改革等全体の推進体制について検討することとし、平成18年度中に成案を得る。

(2) 市場活力や信頼の維持と向上

(企業のガバナンス)

- ・ 適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。

- ・ 公認会計士監査の強化に向けた方策について平成 18 年内を目途に検討を行う。
- ・ 「会社法」²⁰、「金融商品取引法」²¹における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。

(競争政策の一層の厳格化)

- ・ カルテル・入札談合を排除し、経済取引における競争環境を一層向上させるために、改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金制度に係る制度の在り方、審査・審判手続の在り方、優越的地位の濫用、不当廉売などの不公正な取引方法に対する措置の在り方等の問題に関する「独占禁止法」上の課題について 1 年後を目途に結論を得て、法改正の必要性を検討する。

(3) 公を支えるシステム改革

(消費者団体訴訟制度)

- ・ 消費者団体訴訟制度については、平成 19 年央からの改正後の「消費者契約法」²²の施行状況を踏まえつつ、「独占禁止法」、「景品表示法」²³における導入について検討し、平成 19 年までに一定の結論を得る。また、「特定商取引に関する法律」²⁴等における導入について検討を進める。

(消費者基本計画)

- ・ 「消費者基本計画」²⁵については、毎年、PDCA サイクルの考え方を踏まえた検証、評価、監視を着実にを行い、基本計画に盛り込まれた施策を強力に推進する。

(公益法人制度改革と NPO 等の活動促進)

- ・ 公益法人に関する新しい制度が平成 20 年度から円滑に施行されるように、早期に、内閣府に有識者からなる合議制の委員会を設置する。また、制度の詳細設計については、広く国民の意見を聴取した上で当該委員会の審議を経て策定する。上記制度の詳細設計を踏まえ、法施行までに公益法人に関する所要の税制上の措置を講ずる。

²⁰ 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)

²¹ 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 65 号)

²² 「消費者契約法」(平成 18 年法律第 56 号)

²³ 「景品表示法」(平成 15 年法律第 45 号)

²⁴ 「特定商取引に関する法律」(平成 16 年法律第 44 号)

²⁵ 「消費者基本計画」(平成 17 年 4 月 8 日閣議決定)

- ・ 多様化する社会のニーズや課題にきめ細かく対応し得るNPO活動の将来像を見極めつつ、様々な分野におけるNPOの活動促進を図るための取組を着実に実施する。特定非営利活動法人については、公益法人制度改革も踏まえつつ、制度の見直しについて検討し、平成19年夏目途に結論を得る。